

女子学生・看護師宿舍規程

(目的)

第1条 この規程は、女子学生・看護師宿舍（以下「宿舍」という。）に関する事項を規定することを目的とする。

第1条の2 入居者は、相互の親睦をはかり、明朗にして、秩序ある共同生活を営むよう努めなければならない。

(管理責任者等)

第2条 宿舍に管理責任者を置き、産業医科大学（以下「大学」という。）に在籍する女子学生（以下「学生」という。）については学長を、産業医科大学病院及び産業医科大学若松病院（以下「病院」という。）に勤務する看護師（保健師及び助産師を含む。以下同じ。）、医療技術職員及び医師事務作業補助者（以下「看護師等」という。）については理事長をもって充てる。

(入居資格)

第3条 入居できる者は、単身で生活する女子で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学に在籍する学生
- (2) 病院に勤務する看護師
- (3) 病院に勤務する医療技術職員
- (4) 病院に勤務する医師事務作業補助者
- (5) その他管理責任者が認めた者

(入居期間)

第4条 入居期間は、学生は修業年限内、看護師等は通算して10年以内とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入居手続)

第5条 第3条各号に掲げる者が入居を希望するときは、別に定める住居貸与申請書により申し込むものとする。

(入居許可)

第6条 入居の許可は、管理責任者が前条の申込書を審査のうえ、決定するものとする。

2 入居を許可された者には、承諾書を発行するものとする。

(入居許可の取消)

第7条 入居者又は入居予定者が次の各号の一に該当した場合には、管理責任者は、入居の許可を取消することができる。

- (1) 入居の許可の通知の日から30日以内に入居しないとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) その他、宿舍の管理上適当でないと管理責任者が認めたとき。

(退居)

第8条 入居者は、退居する場合には、退居の日の10日前までに退居届を管理責任者に提出しなければならない。

第8条の2 入居者は、次の各号の一に該当した場合には、10日以内に退居届を提出し、かつ退居しなければならない。

- (1) 学生は退学、看護師等は退職により入居資格を失ったとき。
- (2) 第4条に規定する入居期間を満了したとき。

(3) 第7条第2号又は第3号の規定により入居許可を取り消されたとき。

(外来者の出入及び宿泊)

第9条 入居者以外の者は、宿舎に出入りできないものとする。ただし、入居者の縁故関係者及び管理責任者が必要と認めた者については、この限りでない。

2 前項により、宿舎に出入りすることが認められる者についても、宿舎に宿泊させることはできないものとする。ただし、管理責任者が許可した者については、この限りでない。

(面会)

第10条 入居者は、面会人に面接するときは、所定の場所で面接しなければならない。

(行事)

第11条 宿舎において行う教養、文化、娯楽、体育その他の行事はあらかじめその要領を、管理人に連絡するものとする。ただし、大学又は病院と関連のある行事については、あらかじめ管理責任者と協議して行うものとする。

(自炊)

第12条 入居者は、自室の設備を利用して自炊することができる。

(費用の負担)

第13条 室料は専用面積に対して徴収するものとし、その月額は、管理責任者が別に定めるものとする。

2 光熱水料（共用部分は除く。）は、入居者の負担とする。

3 第1項の室料及び第2項の費用は、学生は学生が指定する銀行口座からの口座振替、看護師等は給与から控除することにより徴収する。

(安全・衛生の確保)

第14条 入居者は、宿舎の清潔の保持に努めるとともに、大学及び病院が安全及び衛生の保持のために行う行事には、積極的に協力しなければならない。

(火気の使用)

第15条 入居者は、火気の使用については、特に注意するとともに、所定の場所以外で電熱器、ガス器具又は石油器具等を使用してはならない。

(水、電気及びガス等の使用)

第16条 宿舎内における水、電気及びガス等については、安全かつ経済的に使用しなければならない。

(災害防止)

第17条 入居者は火災、盗難その他災害の予防に努め、特に自室内の火気及び戸締り並びに共同利用室の利用後の後始末等については、各自において十分注意しなければならない。

(疾病又は負傷)

第18条 入居者は、感染症その他集団生活に不相当と認められる疾病又は負傷した場合には、速やかに管理人を通じて管理責任者に報告しなければならない。

(健康管理)

第19条 入居者は、互いに休養又は睡眠を妨げる行為を慎まなければならない。

(安全及び衛生)

第20条 前6条に定めるもののほか、安全及び衛生に関して必要な事項は別に定める。

(管理人)

第21条 宿舎に管理人を置き、理事長が任命する。

2 管理人は、宿舎の換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、防火及び清潔に必要な事項その

他入居者の生活に必要な事項について管理するものとする。

- 3 管理人は、前項の管理について必要があるときは、管理責任者にその事項を報告し、その指示を受けなければならない。

(設備等の使用、管理)

第22条 入居者は、建築物、備品及び貸与品等の使用にあたっては、大切に扱うとともに、備品、貸与品等をみだりに移動してはならない。

- 2 入居者は、建築物、設備、備品及び貸与品等に紛失、破損、使用不能及び危険な状態を発見した場合又は改善を要するものがあると認めた場合には、速やかに管理人に報告しなければならない。

- 3 入居者が、宿舍の設備、備品、貸与品等を故意又は重大な過失によって破損し又は紛失したときは、その全部又は一部を弁償させることがある。

(掲示又は集会)

第23条 宿舍内において印刷物の掲示又は集会を行う場合は、事前に管理責任者の承認を得なければならない。

(女子学生の利用)

第24条 この規程に定めるもののほか、女子学生・看護師宿舍における女子学生の利用に関する事項は別に定める。

(その他)

第25条 この規程に定めのない事項で、入居者の生活に関係のある事項について定める必要がある場合は、その都度管理責任者が定める。